

# 山梨県公報

第七百七十二号

平成十八年

十一月六日

月曜日

## 目次

### 告示

○道路の区域変更(四件)……………七九五

○道路の供用開始……………七九六

### 公告

○富士川上流地域森林計画の案の縦覧……………七九六

○富士川中流地域森林計画の変更案の縦覧……………七九六

○山梨東部地域森林計画の変更案の縦覧……………七九六

## 告示

### 山梨県告示第五百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十八年十一月二十七日まで一般の縦覧に供する。  
平成十八年十一月六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府笛吹線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
笛吹市大字石和町小石和字横田二二三三五番の二地先から 笛吹市大字石和町小石和字横田二七〇〇番の一地先まで	一〇・八	一〇・八	二二三・四	一一六・〇
	三四・二	一〇・八		

### 山梨県告示第五百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十八年十一月二十七日まで一般の縦覧に供する。  
平成十八年十一月六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 藤笠石和線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
笛吹市大字石和町小石和字横田二六五五番の二地先から 笛吹市大字石和町小石和字横田二七〇〇番の一地先まで	五・五	一〇・八	二二二・四	一一二・〇
	二二・四	二四・六		

### 山梨県告示第五百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十八年十一月二十七日まで一般の縦覧に供する。  
平成十八年十一月六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川三郷山梨自転車道線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
笛吹市大字石和町市部字鶴飼八四八番地先から 笛吹市大字石和町市部字鶴飼二一七四番の二地先まで	二・〇	二・〇	六・九	九一九・六
	六・九	二・〇		

管吹市大字石和町市部字鶴飼八四八番地先から 管吹市大字石和町市部字鶴飼七四〇番地先まで	二・〇〃 六・九	一・五〃 六・九	六・七
	六六〇・九	九六八・五	

**山梨県告示第五百五十七号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成十八年十一月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年十一月六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 河口湖精進線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南都留郡富士河口湖町大字河口字西側一〇八番の一地从先から 南都留郡富士河口湖町大字河口字広瀬二二三番地先まで	旧	五・五〃 二二・〇	一一二〇七・〇
	新	一一・八〃 一八・〇	二六五八・〇

**山梨県告示第五百五十八号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所に

において、この告示の日から平成十八年十一月二十七日まで一般の縦覧に供する。  
平成十八年十一月六日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府管吹線	管吹市大字石和町河内字宮窪七〇番地先から 管吹市大字石和町河内字宮窪一〇三番の二地先まで	三四六・〇	平成十八年十一月六日

**公 告**

● 富士川上流地域森林計画の案の縦覧  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により富士川上流地域森林計画を定めるので、当該計画の案を山梨県中北林務環境事務所及び峡東林務環境事務所において、この公告の日から平成十八年十二月六日まで縦覧に供する。なお、当該計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。  
平成十八年十一月六日

山梨県知事 山本 栄彦

● 富士川中流地域森林計画の変更案の縦覧  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により富士川中流地域森林計画を変更するので、同地域森林計画の変更案を山梨県峡南林務環境事務所において、この公告の日から平成十八年十二月六日まで縦覧に供する。なお、同地域森林計画の変更案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。  
平成十八年十一月六日

山梨県知事 山本 栄彦

● 山梨東部地域森林計画の変更案の縦覧  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により山梨東部地域森林計画を変更するので、同地域森林計画の変更案を山梨県富士・東部林務環境事務所

において、この公告の日から平成十八年十二月六日まで縦覧に供する。なお、同地域森林計画の変更案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

平成十八年十一月六日

山梨県知事 山本 栄彦

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番